《論　　説》

中世キリスト教徒による「正しい」暴力行使（３・完）

――グラティアヌスの教令集第２部法律事件23を素材に――

周　圓

（前号掲載）
Ⅰ　中世盛期までの正戦思想の発展
Ⅱ　グラティアヌスの教令集
Ⅲ　第２部法律事件23の構想
Ⅳ　キリスト教徒による暴力行使の前提
Ⅴ　「正しい」暴力行使の基準

Ⅵ　第２部法律事件23の内容と手法
Ⅶ　「正しい」暴力行使の他の基準
Ⅷ　第２部法律事件23の意義

Ⅵ　第２部法律事件23の内容と手法

前章において、トマス・アクィナスが提示した正戦の３要件を手掛かりに、教令集の第２部法律事件23の中に示されたグラティアヌスの正戦に関する基準をまとめた。しかし、前述したように、トマス・アクィナスの正戦論が明確な体系を持ち、洗練された世俗的な正戦論であるのに対して、グラティアヌスの教令集から読み取れる正戦に関する基準は、法律事件23において集中的に表れているにもかかわらず、概念上「聖戦」と区別ができず体系があいまいなものである。そもそも、生きた時代が異なる2人の理論をそのまま比較することは不公平であり、グラティアヌスの教令集における正戦論を分析するのであれば、それ自体凝縮されたものであるトマス・アクィナスの理論体系だけを指標としていく方法は、不十分な結論を出す恐れがある。そのため、ここからは、まず教令集における戦争と暴力行使に対する言及を概観したのち、第２部法律

事件23全体をみていくことを通じて、グラティアヌスの正戦論そのものを分析していきたい。

１．教令集における戦争への言及

西洋の中世は暴力が横行する世界であった。皇帝と一般の諸侯との間には大差がなく、キリスト教会の強制力もいまだに未熟な状況の中で、超越した公権力による秩序維持は不可能であった。それゆえ、ヨーロッパ全土にわたり各種の規模の戦闘が頻発しており、時代の気風は荒々しいものであった。10世紀末以降、キリスト教会は自身の改革とともにヨーロッパ中に蔓延する暴力の問題に対していっそう真剣な態度で取り組むようになり、「神の平和」と「神の休戦」に代表される、暴力の制限を目的とする平和運動が展開されるようになった(1)。「神の平和」とは南フランスの教会会議に始まり、キリスト教世界全体に広まった運動で、その趣旨は、暴力が脅かす対象から武器を持たない者、すなわち聖職者、農民や商人などの身分に属す者、及び弱者、たとえば貧者や女性などを除外することである。このような特定の人々を暴力から保護する動きに対して、「神の休戦」といった特定の期間中に暴力を振るって戦う行為を禁止する運動もある。「神の休戦」という思想の発生は「神の平和」より遅かったが、「神の平和」と並んで1095年に召集されたクレルモン公会議の決議の第１条に記入された。

しかし、1095年のクレルモン公会議を歴史上特に著名なものにしたのは、その次に置かれた、聖地エルサレムの奪還を目指す十字軍が正式に組織されることを認めた条文であろう(2)。ヨーロッパとイスラム世界の社会と歴史に計り知れない影響を及ぼしたこの劇的でかつ長期的な運動の本来の目的については、社会科学の多くの分野においてすでに相応の解釈がなされてきたが、発起者で

（１）　社会に広まる暴力と教会の推進した平和運動について、マルク・ブロック著、新村猛・森岡敬一郎・神沢栄三・大高順雄共訳『封建社会』(みすず書房、1977年）第２巻第２部第４章、125−137頁。

（２）　クレルモン公会議における平和運動と十字軍に関連する決議については、山内進「神の平和と神の戦争―ヨーロッパの形成と拡大」第３節、『岩波講座世界歴史25　戦争と平和―未来へのメッセージ』（岩波書店、1997年）、171−174頁。

あるキリスト教会がヨーロッパ内部で有り余っていた暴力の奔流をヨーロッパ外部の世界へ引導し発散させ、さらに進んでこれを利用する意図を持っていたことは否定できない。また、暴力的な傾向を持ち、武器と暇を弄ぶ者たちがアジアへ赴き、神への信仰と富への渇望のために戦っている間に、ヨーロッパがようやくいくばくかの平穏を取り戻したことも歴史的な事実である。このように、キリスト教世界の内部において平和運動を推進し、キリスト教世界の外部へ暴力を導いて利用するといった方針が明確化され実行に移されたことは、キリスト教会がヨーロッパ社会で発生する暴力の衝突をいかに深刻視し、それへの対応策を真剣に検討していたかを表すものであろう。

確かに、グラティアヌスと同時代に生きボローニャで活躍したローマ法学者たちも実は戦争に関してさまざまな思考をしていた。しかし、彼らは古代ローマの戦争観をそのまま継承して、正戦論に関しては、キケロの提示した被害の回復と侵略への撃退のみを開戦の正当原因だと認定し、戦争を始める正当権威をローマ皇帝にしか付与しないことに固執するのみであった。暴力が横行し、皇帝がいるとはいえその権威も権限もローマ皇帝のそれと比べれば雲泥の差がある中世において、このような理論は現実に起きる各規模の戦いに対して拘束力と規範性を備えるに至らなかったことはいうまでもない。それゆえ、中世のローマ法学者が正戦論になした貢献は非常に地味なものとならざるを得なかった[(3)]が、これに対して、中世カノン法の代表的で最も重要な著作の１つであるグラティアヌスの教令集は、このように暴力が横行している現実的問題についてより地に足が着いた議論を展開したのである。

一方で、法令集の編集にあたり、グラティアヌスは、このようなローマ的あるいは非キリスト教的な要素も考察の対象としている。たとえば、グラティアヌスが教令集の冒頭部分の第１部法律命題１において法のいろいろの種類について論じるとき、もっぱらイシドールスの『語源20巻』の第５巻『法律と時

（３）　中世のローマ法学者の戦争観念について、Frederick H.Russell, *The Just War in the Middle Ages* （Cambridge University Press, 1977）, pp. 40−54.

間』にある法の定義をそのまま引用して説明している。たとえば、そこに含まれるカノンの１つは以下のような内容である：

「自然法は、すべての国民に共通のものであり、かつある命令によってではなくて、自然の本能によって、いたるところでまもられているものである。すなわち、男女の結合、子供の出産と育成、すべてのものの共通の占有、すべての人の共通の自由、空と陸と海とで捕らえられるものの取得のごときもの。同じく、信頼して預けられた財物や金銭の返還、強力による暴力の反撃。第一節(4)。なぜなら、このこと、あるいはこれと類似のことは何でも、決して不正ではなく、自然的でかつ衡平と認められるから。」(5)

ここでわれわれの注目に値するのは、グラティアヌスがキリスト教の道徳倫理を説くのではなく、暴力に対し暴力をもって反抗することが自然の摂理で、自然法により正しいとされることを認めていることである。グラティアヌスはさらに続いて、同じ出所から次のようなカノンも抜粋している。

「万民法は、都市の占領と建設と要塞化、戦争、捕虜、奴隷制度、戦後の原状回復権、平和条約、休戦、外交使節を侵害しないことの義務、外国人との婚姻の禁止である。第一節。これが万民法とよばれるのは、殆どすべての民族がその法を用いるからである。」(6)

（４）　フリードベルク版の教令集の原文に点在し、テキストを区切る符号である。長いテキストには「第一節。」の次に「第二節。」、「第三節。」なども現れる。

（５）　Pars I, Dist. I, c. 7: “*Ius naturale est commune omnium nationum, eo quod ubique instinctu naturae, non constitutione aliqua habetur, ut uiri et feminae coniunctio, liberorum successio et education, communis omnium possessio et omnium una libertas, acquisition eorum, quae cello, terra marique capiuntur; item depositae rei uel commendatae pecuniae restitutio, uiolentiae per uim repulsio. ss. 1 . Nam hoc, aut si quid huic simile est, numquam iniustum, sed naturale equumque habetur.*” なお、グラティアヌスの教令集の総論に当たる諸種の法源について論じる第１部第１−20法律命題の英訳がある。Augustine Thompson & James Gordley（transl.）, *Gratian The Treatise on Law*（*Decretum DD. 1−20*）*with the Ordinary Gloss*（The Catholic University of America Press, 1993）.

このカノンではローマ的な色彩が前面に押し出されており、中世の現状と全く合致していない内容が含まれている。しかし、少なくとも理論上戦争が万民法により規制されているということにグラティアヌスも同意を示していたことだけはうかがえる。

とはいえ、いうまでもなく、以上に引用したような箇所だけでグラティアヌスの教令集における暴力や戦争にまつわる観念を評論するには非常に不十分である。実のところ、教令集の中で、戦争や私闘、流血、殺人などの暴力行為への言及は数多くの箇所で見られるが、その大多数は第２部法律事件23の中に集中している。教令集の最大の価値はカノンを収集してきたことではなく、それらのカノンの間に存じる矛盾を調和したところにあるのであるが、それと同様に、教令集の中の戦争観念もまた、前人のそれを単に抄録した点に意義があるのではなく、彼らが用いた概念を中世の現実に合致させ、中世キリスト教的な評価基準を創出したことにこそ、その重要性が見いだされるのである。このような作業は主に教令集の第２部法律事件23でなされていた。それゆえ、われわれはやはり、この法律問題23を避けて通るわけにはいかない。

２．法律事件23の問題設定

法律事件23には166のカノンが集録され、「グラティアヌスの言葉」と合わせれば、教令集全体の５％近い分量を占めている。それゆえ、従来の研究者の間でも長いとのことで定評がある。前章ですでに紹介したように、グラティアヌスは教令集の第２部の中で、36の法律事件を仮想している。これらの法律事件の多くは大変複雑な法律関係を含んでいるため、現実に発生する確率は非常に低いかもしれないが、その点を除けば、今日に言うところの判例とよく似ており、学修を興味深いものとする傍ら、実践的な応用力を養成する機能を果たしている。グラティアヌスは、冒頭に「グラティアヌスの言葉」を置き、そこで

（６）　Pars I, Dist. I, c.9: “*Ius gentium est sedium occupatio*, *edificatio*, *munitio*, *bella*, *captiuitates*, *seruitutes*, *postliminia*, *federa pacis*, *induciae*, *legatorum non uiolandorum religio*, *conubia inter alienigenas prohibita. ss.1. hoc in de ius gentium appellatur*, *quia eo iure omnes fere gentes utuntur*.”

各法律事件の経緯を説明したうえで、複数の法律問題をもって発生するカノン法的な法律関係を明確に整理し、その論拠としてカノンを引用している。さらに、カノンとカノンの間にさらに「グラティアヌスの言葉」による説明と解釈を加え、最終的に統一した結論を、これもまた「グラティアヌスの言葉」でまとめる、という形式で著述している。法律事件23も、分量は多いものの形式は同様である。そこに設定された仮想的な状況は以下のようなものである：

「何人かの司教が彼らに委ねられた平信徒とともに異端に陥った。彼らは、脅しと拷問によって周囲のカトリック教徒を異端へと強制し始めた。これを確認した教皇は、周辺地域のカトリックの司教――彼らは皇帝から世俗の統治権を受けていた――に対して、次のように命じた：カトリック教徒を異端者から守り、できる限りの方法で、異端者たちを正しい信仰に立ち返らせるように強制せよ、と。教皇の命令を受け軍隊を招集した司教たちは、正々堂々に、または待ち伏せして、異端者に対する戦闘を開始した。最終的に、異端者のうちの何人かは殺され、その他の者はその自身の及びその教会の財産を没収され、またその他の者は投獄されたり強制労働を課されたりして、彼らは正しいカトリックの信仰へと強制的に復帰させられた。ここでわれわれが問う：一、戦いを行うことは罪であるか。二、いかなる戦争が正しいか、そしてイスラエルの子らはどのように正戦を戦ったか。三、われわれの仲間に加えられた不正な侵害は武器をもって反撃されるべきか。四、罰は行われなければならないか。五、裁判官または役人が罪人を殺害することは罪になるか。六、悪人は善へと強制されなければならないか。七、異端者は彼らの財産を奪われるべきか、そして、異端者から奪った財産を占有する者は、他人の財産を占有すると考えられるか。八、司教またはあらゆる種類の聖職者は、教皇の権威または皇帝の命令に従って武力をとることが許されるか。」(7)

以上に引用したのは法律事件23の冒頭の「グラティアヌスの言葉」である。

ここだけからも、すでに法律事件23に戦争、異端、教会、刑罰、財産、聖職者、暴力など中世の社会を構成する重要な要素が多く含まれていることが分かる。法律事件23はその構成の複雑性ゆえ、従来から国際法学史とカノン法史両方の研究者から注目を受けてきた。しかし、国際法学史の研究者たちはもっぱら検討の対象を最初の３ないし４の法律問題に限定する傾向を見せる(8)のに対して、カノン法史の研究者たちはどちらというと法律問題４以後の法律問題を重視するのである(9)。このように指向が分かれた原因は以下のように解釈でき

（７） CAUSA XXIII, GRATIANUS. "*Quidam episcope cum plebe sibi conmissa in heresim lapsi sunt; circumadiacentes catholicos minis et cruciatibus ad heresim conpellere ceperunt, quo conperto Apostolicun catholocis episcopis circumadiacentium regionum, qui ab inperatore ciuilem iurisdictionem acceperant, inperauit, ut catholicosab hereticis defenderent, et quibus modis possent eos ad fidei ueritatem redire conpellerent. Episcopi, hec mandata Apostolica accipientes, conuocatis militibus aperte et per insidias contra hereticos pugnareceperunt. Tandem nonnullis eorum neci traditis, aliis rebus suis uel ecclesiasticis expoliatis,aliis carcere et ergastulo reclusis, ad unitatem catholicae fidei coactiredierunt.*（*Qu. I.*）*Hic prinum quertur , an militare peccatum sit?*（*Qu. II.*）*Secundo, quod bellum sit iustum er quomodo a filiis Israel iusta bella gerebantur?*（*Qu. III.*）*Tertio,an iniuria sociorum armis sit propulsanda?*（*Qu. IV.*）*Quarto, an uindicta sit inferenda?*（*Qu. V.*）*Quinto, an sit peccatum iudici uel ministro roes occidere?*（*Qu. VI.*）*Sexto, an mali sint cogendi ad bonum?*（*Qu. VII.*）*Septimo, an heretici suis et ecclesiae rebus sint expoliandi, et qui possidet ab hereticis ablata an dicatur possidere aliena?*（*Qu. VIII.*）*Octauo, an episcopis uel quibuslicet clericis sua liceat auctoritate, uel Apostolici, uel inperatoris precepto arma mouere?*" なお、グラティアヌス教令集法律事件23についての部分的英訳として、Gregory M. Reichberg, Henrik Syse, Endre Begby（eds.）, *The Ethics of War: Classic and Contemporary Readings*（Blackwell Publishing Ltd., 2006）, pp. 104−124.

（８） たとえば、伊藤不二男「グラティアヌスの『教会法』の国際法学説史上に意義」、『法と政治の研究』（有斐閣、1957年）、65−69頁および同「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色――国際法学説史研究」、『法政研究』26巻２号（1959）、123−145頁という２篇の論文の中では主に前の４つの法律問題を議論の対象にし、異教徒に対する戦争を分析するときに限って法律問題５と法律問題８のいくつかのカノンを列挙した。

（９） たとえば、渕倫彦「いわゆるグラーティアヌスの正戦論について―Decretum Gratiani, Pars Ⅱ; Causa ＸＸⅢに関する若干の考察」第４節、比較法史学会編『法生活と文明史』（未来社、2003年）、9−55頁の中で、グラティアヌスが教会の物理的強制権構想に基づいて法律事件23を設定したと議論するとき、戦争を悪人を物理的に強制する場面の１例と位置づけた。なお、この論文と伊藤（1957）および同（1959）はグラティアヌス教令集第２部法律事件23の和訳を数多く含む先行研究であり、本稿の論考もそれらに負うところが大きい。

る。法律問題1から法律問題3は正戦が議論の中心を据え、国際法の一大事である戦争と直接な関わりを持っているが、法律問題4以後は「あまり正当戦争とは関係のないことまでが、かなり回りくどく論じられている」[10]。それとは逆に、カノン法学者にとって、法律問題4から以後の部分こそ教会の強制権や異端者の処置などの重要事項を議論する、「本丸」にあたる箇所なのであり、前の戦争に関する3つの法律問題は結局その1例に過ぎなかったのである。

現代的観点から見れば、確かにグラティアヌスは無益なものを無理やり付け加えていたり、論述の順序が分からなかったり、違うものを混ぜ合わせてしまったりしているように見える。しかし、カノン法学が、グラティアヌスの教令集の完成と普及に刺激された教令集学派の手によりはじめて独立した学問の体系として確立されたものであり、国際法学の誕生はさらにそのはるか後のことである、という歴史的事実を考慮し、われわれは、やはり、法律事件23の全体性を尊重し、すべての法律問題を検討の対象にした上で、12世紀に生きたグラティアヌスが、法律事件23を今われわれが目にできるかたちで著した理由を明らかにしたい。

3．グラティアヌスによる「調和」

グラティアヌスが教令集の中で採用した論述の方法はカノン法学において非常に有名であるかの「矛盾調和（*concordia discordantium*）」の方法であった。すなわち、論述の最初に聖書や教父の著作から否定的な掟や原則を引き出し、それを修正または緩和する基準を続くカノンによって論証する、というものである。

この方法はトマス・アクィナスが『神学大全』の中で採用したスコラ学的な「討論（*Disputatio*）」の形式と実に共通点が多い。トマス・アクィナスはある問題を論述するとき、まず「異論」をもって反対意見を述べ、そして「反対異論」で自説に近い意見を紹介し、それから「主文」の中で自らの見解を示し、

（10）　伊藤（1959）第1節、124頁。

最後に「異論解答」で「異論」を否定し最終的な結論を出す手順をとっていた。それはグラティアヌスの「矛盾調和」の方法を継承発展したものだといってもよかろう。「スコラ的」論法は厳格な手順を要求しすぎたため、後に煩瑣で無用な論議の代名詞に転化してしまったのは残念な事実ではあるが、矛盾調和の方法は、まだ形式と手順にはそこまで拘っておらず、しかも使われたのは矛盾がたくさん存在して調和がとても必要な時代であったことを考えると、煩瑣どころかむしろ非常に有効だったという評価を与える必要があるだろう。

法律事件23の各法律問題の中でも、この矛盾調和の方法が使われている。法律問題１から法律問題５の中で、この方法は比較的に分かりやすいが、法律問題６から法律問題８の中で、矛盾調和の方法の使用はさほど鮮明に現れていない(11)。というのは、これらについては、あるいはスコラ学の「異論」に、あるいは「反対異論」に相当する部分がなくて、「矛盾」が存在しないから「調和」の余地がなかったからである。しかし、よく分析してみると、法律問題６と法律問題７においては、最終的な結論に対し否定的な態度を示すような聖書の掟や教父の言説は確かに抄録されてこそいないが、そのような原則が存在しなかったわけではない。同様に法律問題８においても、最初に提示された原則に反対する見解を表すカノンは配置されてこそいないものの、そのような見解の存在を否定してはならないのである。つまるところ、ここでのこの欠缺は、むしろ、わざわざ記入しなくても、教令集の読者にとって、あるいはすべてのキリスト教徒にとってそれが自明である、という考えゆえの省略であると考えられる。グラティアヌスとトマス・アクィナスの違いは、トマス・アクィナスがつねに厳格なルールを踏まえ明晰な論議を展開するのに対して、グラティアヌスは、そのときルールがまだ確立していないこともあり、必ずしもルールに従った論議の体系を明晰にしないところにも現れているのである。

さて、教令集の理論体系をより明晰なものにするため、本稿においては、最初に引用される否定的な原則、及び、それを修正または緩和する言説、さらに

(11)　この点に関する指摘は、たとえば、渕前掲第４節、19–32頁などがある。

最終的に導き出した結果をそれぞれ「一般論」、「異論」、「結論」と名づけたい。この命名に関しては、事前に断らなければならない点が2つある。まず、これは、利便性を優先させた筆者の単なる思い付きであり、トマス・アクィナスのスコラ学的な論述における概念とは異質なものであること。そして、トマスの「討論」の形式において「異論」の部分は最終的に否定されるために書かれるのに対し、グラティアヌスの教令集における「一般論」はたとえ最終的に修正や緩和を施されても、あくまで基本の原則として認められ、決して否定される存在ではないことである。そのような注意事項を明確にした上で、以下において矛盾調和の手順に従い、法律事件23の8つの法律問題全てを簡略に紹介していきたい。

①法律問題1

まず、法律問題1において、「戦いを行うことは罪であるか」との問題を論じるためにグラティアヌスは七つのカノンを抜粋している。この法律問題の冒頭で彼は、戦いを行うことは聖書の「忍従の掟」に反するから罪になるという一般論を、聖書の中のエピソードと教父オリゲネスの著作をもって明確にした。続いてアウグスティヌスの解釈を引用し、「忍従の掟」は心の問題であり、外面的な行動によって守らなければならぬものではないという異論を示している。そして最後に「グラティアヌスの言葉」で、戦いを行うこと自体は「忍従の掟」に反するものではなく、ゆえに必ずしも罪にはならないという結論を出し、論述を締めくくっている。法律問題1の論理構成はしっかりと矛盾調和の手順を踏まえていて、しかもカノンの量が多くないゆえ、非常にわかりやすい典型的なものとなっているといえよう。

②法律問題2

続く法律問題2は、法律問題1が出した、罪にならない戦争もあるとの結論を受け、どのような場合に戦争が正当化されるかという問題を取り上げた。ここで抜粋されたカノンは3つしかない。第1カノンはイシドールスの『語源20

巻』から引用されたもので、これにより、一般論として、奪われたものを取り戻すか、あるいは敵を撃退する理由によって、しかも命令に基づいて行われる戦争が正当とされるとの見解が示された。次の第２カノンでグラティアヌスはアウグスティヌスの正戦定義を引きあいに出して、不正な侵害を罰する戦争及び神の命令に基づいた戦争が正当であると説き、異論とする。一見する限り、一般論としての第１カノンと異論としての第２カノンは互いに矛盾せず、ただ異なる事項を述べたように見えるが、実は第１カノンはキリスト教が誕生する以前のローマ的な正戦の定義を述べたものであるのに対して、第２カノンはキリストが確立した後のキリスト教的な正戦の定義を明らかにするものである。当然ながらグラティアヌスは、ローマ的な利害関係よりキリスト教的な道徳基準をより重視する姿勢を示して、正戦は命令に基づいて行われ、それによって不正な侵害を罰するものだという結論を導き出した。

③法律問題３

法律問題３は、仲間に加えられた不正な侵害に対し武器をもって反撃しうるかどうかとの問題をめぐる討論であり、11カノンが収められている。冒頭の「グラティアヌスの言葉」で、聖書に記されているイエスの言葉が引用され、キリスト教徒なら自らに加えられた不正な侵害を甘受し、暴力をもって反抗すべきでないとの一般論を提示した。続いて、グラティアヌスはアウグスティヌスの著作からの抜粋に基づき、正義を守り不正を罰する裁判官を例に挙げ、暴力を採らない聖書の掟は絶対的なものではないと説く。さらに、アンブロシウスの著作と教皇ダマススの書簡からの引用で、野蛮人から母国を守る者は正義にかない、不正に苦しむ仲間を援助しない者及び悪人への反抗を躊躇う者は正義にかなわないと論じる。アウグスティヌス、アンブロシウス、ダマススといった教父陣の論説はいうまでもなくたいへん有力な異論となり、それを後ろ盾にグラティアヌスは結論を以下のようにまとめている。いわく、仲間への不正な侵害に対して、撃退する力を持つ者はそれを躊躇なく行使しなければならない、と。

④法律問題４

法律問題４では悪人に刑罰を科すことが許されるかという問題が取り上げられた。この非常に長い法律問題の中に54ものカノンが含まれており、しかも異なる見解を示すカノンが入り混じっているゆえ、議論が錯綜して、グラティアヌスの意図を明確に把握することが難しい。ウィンロースの説を借りれば、このような状況が生じた原因は以下のように解釈できる。つまり、すでに完成した第１写本あるいは「原教令集」が、後から多数のカノンを付け加えられ第２写本に変貌する中で、体系性が損なわれていったのであるが、このような被害は教令集の全体に発生していて、法律問題４もこれを免れることができなかったのである(12)。しかし、すでに第Ⅱ章で述べたように、たとえ異なる２つの写本が本当に存在していたとしても、本稿では基本的に創作時期が非常に近い複数の写本間の差異を著作行為が続いている過程の中で正常になされた修正および補足とみなすこととしている。それゆえ、本稿は分析の対象を、途中経過版の第１写本ではなく、あくまで完成版と筆者が認定し、しかもヨーロッパ中に伝えられ今日のわれわれの目にふれる機会の多い第２写本に限定しているのである。

このバージョンに書かれた法律問題４を分析するため、従来の研究者は一様にテキストをいくつかの部分に区切る方法を好んでいた。教令集学派に属するファエンツァのヨハンネス（Iohannes de Faventino）はこの法律問題を８部に区切って研究していた。その区分法はローマ版にも採用され、筆者が使っているフリードベルク版の教令集のテキストにも表記が残されており、伝統的な区分法といってよいと思われる(13)。それに対して、近時の研究者は独自の区分法を採用している。たとえば、日本の代表的なカノン法学者渕倫彦は法律問題４を３部に区切って、さらに各部の中で前半と後半に分けて考察を加えている(14)。しかし、管見によれば、伝統的な手法と近時のやり方いずれの区分法を

(12)　Anders Winroth, *The Making of Gratian's Decretum*（Cambridge University Press, 2000）, pp. 122−145.
(13)　渕前掲註37、48頁。
(14)　渕前掲第４節、19−32頁。

採ったとしてもうまく帰納できないカノンが一定程度存在しているがゆえ、そのようなカノンに「例外」というラベルを貼って無視するのではなく、むしろ法律問題とカノンとの間に中間的な形態を設定せずに、教令集の原文をそのままで読むほうがグラティアヌスの意図にもっとも接近できるのではないかと考える次第である。ゆえに、本稿は、法律問題４だけではなく、これ以降に出てくる長い法律問題に対しても恣意的な区分を行うのではなく、「グラティアヌスの言葉」の指向だけを頼りにして分析を進めていく。

それでは、われわれの注意を法律問題４の内容に戻そう。ここではまず一般論としてアウグスティヌスの論述が十数か所引用され、教会の平和を保つために、悪人は身体的に処罰されてはならず、神による罰まで待たねばならないという原則が示されている。続いて、異論としてこれもまたアウグスティヌスの著作を大量に引用し、悪人を矯正するために、あるいは教会と善人を守るために、罰を加えることが許されると説く。最終的に「グラティアヌスの言葉」をもって、憎しみや報復への欲求ではなく、正義を求めて悪人を善導するという正しい心構えを持っていれば、悪人を経済的または身体的に罰することが許されるという結論が述べられ、この法律問題が締めくくられている。

⑤法律問題５

続く法律問題５もまた49の法文を含むたいへん長いものである。意図が正しければ悪人を罰することが許されるという法律問題４の結論を受け、だとすれば究極の罰である死刑まで課することが許されるか、職務により人に死をもたらすことは罪になるかという問題を取り上げている。一般論とされるのは言わずもがな、いかなる場合であれ殺人は許されない、人を殺した人は罪があるという基本原則である。旧約聖書のモーセの十戒にも新約聖書のキリストの言葉にもともに、殺人を禁ずる内容が含まれていることが、その不動の根拠となっている。しかし、この不動とも見える原則を動かすために、グラティアヌスは主にアウグスティヌスの論述を頼りに、補助として教父アンブロシウスやヒエロニムス、及び教皇レオ４世などの著作や書簡から巧妙に抜粋して、異論とし

て組み合わせてみせた。それによれば、教会の忠告にも関わらず善へ向かわない者は罰せられなければならず、他方で、神の権威や聖俗の権威に基づいて行われた殺人であれば罪にはならない。そして、世俗の権威は、異端者や離教者を罰したり異教徒と戦ったりすることにより教会に協力すべきである、とされた。最終的に「グラティアヌスの言葉」はこの問題に対し以下のように結論付けた。すなわち、その必要があるならば死刑をもって悪人を罰することも許されるのであり、その際に職務により正当に罰を加えた者は殺人の罪にはならない、ゆえに世俗の権力者は、掟を破るなどという心配をすることなく、教会を援助しなければならないというのである。

⑥法律問題6

ひたすらに長い2つの法律問題の次に来たのは、カノンを4つしか含まない短い法律問題6である。悪人の善導は心の問題であるがゆえに、強制していいかという問題が取り扱われている。ここでは明示されていないが、新約聖書には改宗は任意のものでなければならないという一般論が存在しており、冒頭の「グラティアヌスの言葉」からすべての4つのカノンは全部この一般論に対する異論に当たるのである。グラティアヌスはまず、新約聖書の、上の一般論を導き出したのと別の場所を論拠にして、神でさえ強制をなすのであるから悪人に対する強制を施してもいささかも悪いことはない、と論じた。これに続く4つのカノンはドナトゥス派との論戦に燃えたアウグスティヌスの著作及び強力なリーダーシップを発揮した大教皇グレゴリウス1世の書簡から抜粋したもので、当然ながら悪人が善導されるべきことが主張されている。キリスト教史上最も高名な教父と最も強力といえる教皇の意見が引かれたことで問題解決は簡単になり、グラティアヌスは「グラティアヌスの言葉」において、強制は決して無用なものではなく、悪人は善へと強制されなければならないと結論付けている。

⑦法律問題７

その次の法律問題７は異端者の財産の処置をめぐる問題で、４つのカノンが抜粋されている。ここでも明示はされてはいないが、他人の財産を欲してはならないという一般論が黙示の前提とされている。そのような戒めは旧約聖書と新約聖書両方に書かれており、いわずと知れたキリスト教徒の行為を指導する原則である。それに対して、グラティアヌスはドナトゥス派に対するアウグスティヌスの論駁を４箇所引用して、異端者が教会の財産や地位を保有することは正当でなく、そもそも彼らこそが先に他人の財産を欲した者であると説き、異論とした。そして最後にはカトリック教徒が異端者からその財産を取り上げても他人の財産を奪ったことには当たらないとの結論に達している。

⑧法律問題８

法律問題８は法律事件23の最後の法律問題であり、そして法律事件23の中で論理構成が最も独特な法律問題でもある。ここでは34のカノンが集録されており、聖職者が戦いに参加し暴力を使用することが許されるかどうかという問題が議論されている。法律問題23を通じ、つねに一般論として想定されてきたキリスト教の非暴力の掟がここでもその働きを貫いた。つまり、一般の信者でさえ暴力を用いることが許されないなら、神に仕え平信者の行為を指導する立場にある聖職者たちはもちろん暴力的な行為は許されず、戦いへの参加などはなおさら禁じられるのである。とはいえ、指導的な立場にあることから、聖職者には、信者に正戦へ参加するように忠告することは許されている。これは法律問題８の前半部においていくつかのカノンに続き、「グラティアヌスの言葉」により示された一般論である。この一般論は教父や教皇たちの書簡と説教、ローマ皇帝の勅法、公会議の議決など多様な出所から抜粋したカノンによりさらに補足され、最終的に聖職者は正戦を世俗の権力者と平信徒に呼びかけたり、また、場合によって従軍し祈りを捧げたりすることは許されるが、自ら実戦に加わったり血を流すように命じたりしてはいけないという結論に達している。

結論における聖職者の役割は一般論の中のそれと比べ、確かに幾分か積極的になった傾向がもたらされてはいる。しかし、もしそのような傾向が「調和」した結果であると仮定するならば、一般論と対立的な見解を示し異論の役割を果たしたカノンはどこにも見出すことができない。前述の通り、従来の研究は法律事件23の最後の３つの法律問題において矛盾調和の手法が使われていないと考えている所以でもあるのだが、筆者はこれに同意しかねる。法律問題６と法律問題７において、キリスト教徒なら誰もが分かる原則が一般論として黙示的な前提とされていたのと同様に、法律問題８の中にも、中世に生きる人間なら誰もが知っている「何か」が異論として隠れている、と考えるべきであろう。それは、暴力が横行する中世社会の現実そのものである。聖職者、特に高位聖職者が往々にして領地を世俗の君主から授かり世俗の領主も兼ねていることから、たとえ「神の平和」が唱えられていても、やはり暴力の衝突に巻き込まれずにいられないのが、中世の聖職者が置かれた実状であった。そのような、グラティアヌスにとってどうしようもない現実とキリスト教倫理の理論との調和を、グラティアヌスは法律問題８の中で図っていたのである。このような作業の結果もたらされた結論が現実の中でどれほどの指導的な意義が発揮できたかはともかく、少なくとも彼のこの努力の跡からは、グラティアヌスの教令集の作者が現実から決して目を背けていないことが証明されているといえよう。

以上が、教令集法律事件23の概要である。グラティアヌスの正戦論の根幹をなす記述はここに集中的に示されているが、しかし、教令集の他の箇所に目を転じるならば、そこにも彼の戦争や暴力行使に関する思想が散りばめられている。そこで、法律事件23における記述が有する意義を検討する前に、その他の箇所で示されたグラティアヌスの見解についても概観しておきたい。

Ⅶ　「正しい」暴力行使の他の基準

グラティアヌスの教令集には、トマス・アクィナスの正戦論に包摂されない正戦の要素も多く存在している。それらの要素は、理論の高度な明確性を求め

たトマス・アクィナスにおいては放棄されているとはいえ、中世に伝わった夥しい文書からグラティアヌスにより教令集に抜粋されたものである上、それ自体が非常に価値が高く、かつグラティアヌスの思考を体現しているものなのである。ゆえに、グラティアヌスの教令集における暴力行使の基準を分析するとき、これらの要素は決して軽視されてはならない。それゆえ、本章においては、トマス・アクィナスが提示した正戦の３要件には含まれないものの、グラティアヌスの教令集に現れた暴力行使の是非判断に関わる重要な要素であると思われるものを分析していきたい。

１．戦争の正しい作法

西洋の中世において、戦力を持ち、戦いを許される者はみな「騎士」という階級に属した。この階級の者は誇り高く、いわゆる「騎士道」をもって行動の規範としていた。現代に生きるわれわれは騎士道物語からその騎士道の一斑を覗かせてもらうことができる。そこには勇敢にして温厚、神に敬虔、主君に忠誠、女性に慇懃、名誉と礼節を重んじるなど数々の美徳が描かれているが、しかしセルバンテスの『ドン・キホーテ』を読むまでもなく、これらが美化された理想であることは明らかである。騎士道物語の出現は12世紀に遡り、ちょうどグラティアヌスが教令集を編纂した時期と重なっている。そして、教会と密接な関わりを持つテンプル騎士団、聖ヨハネ騎士団、ドイツ騎士団などもこれと近い時期に創立された(15)。無論グラティアヌスの教令集はカノン法学の著作であり、騎士の行動を指導する規範などを直接の対象として論述を展開するわけではない。しかし、戦争をはじめとする暴力行為を実際に行使するのは世俗の「戦う人」であるのであるから、戦争と暴力を論じるとき、実行者たちの行為に言及がなされていることはなんら不思議ではない。グラティアヌスは法学者らしく現実的な立場を採り、当然のことながら騎士道物語ほど戦における騎

(15)　騎士の生活様式と価値観について、マイケル・ハワード著、奥村房夫・奥村大作共訳『ヨーロッパ史における戦争』（中公文庫、2010年）第１章、１−30頁およびブロック前掲第２巻第１部第３章、33−40頁などがある。

士たちの行儀作法に拘らなかった。彼が編纂した教令集には、ただ敵と誓約を交わした場合について簡単な記述があるのみである。それもアウグスティヌスの『ボニファティウス宛書簡』から抜粋した長いテキストの1文に過ぎない。

「一旦誓約すると、信義は交戦の敵に対してでさえ保たなければならない。」(16)

ここに示されているのは、戦う相手と誓約を交わした場合それを守らなければならないというアウグスティヌスの認識に、グラティアヌスが同意する姿勢である。これと似たような考えは、キケロによっても記されたことがある。

「しばしば敵との間にも、戦争の法や誓いの信義を守らなくてはならないことがある。」（『義務について』Ⅲ、29、107）

敵に対する信義をめぐるアウグスティヌスの認識がキケロから影響を受けたかどうかは判断しづらいが、それぞれの引用文が置かれた文脈から2人の立場の差異が分かる。すなわち、信義の大切さと戦争の作法を強調するキケロに対して、アウグスティヌスの趣旨は、誓約とは神に対してなされるものであり、いったん誓ったら守らなければならない、ゆえに敵に対して軽々に誓約をし、神の意に反する行為をとるような結果にならないように留意すべきだというところにある。アウグスティヌスは信義ではなく、敬虔さこそを求めているのである。グラティアヌスに関しては、アウグスティヌスの書簡から、敵に対する信義に言及する前掲した1文だけでなく、前後を含め長く引用を行っていることから考えても、アウグスティヌスと同じ趣旨を唱えようとしていると考えてよかろう。とはいえ、どちらの思考回路を辿ったとしても、敵と約束したことを守るという結果には変わりがない。

一方、もし敵との間に誓約を交わしていなければ、なりふり構わず思う存分

(16)　Q. I, c. 3: “*Fides enim, quando promittitur, etiam hosti seruanda est, contra quem bellum geritur;…*”

に戦っていいという態度を、グラティアヌスはアウグスティヌスが著した『モーセ七書質疑録』から１節を引用して表明している。

「正々堂々と闘うか、または伏兵を用いて闘うかは、正義には何ら関係のないことである。」[17]

これは法律問題２の第２カノンの題名となる１文で、その新寄性と重要性は、前掲した敵への信義に言及する１文とは比べ物にならないほどであった。ちなみにトマス・アクィナスが戦争中の正しい行為を正戦の要件に挙げなかったのはこれに影響されてのことであろうと考えられる。実際、多数の封建領主が並立し、互いに混戦を繰り広げた中世においても、さほど明確ではないが「私戦（*guerre*）」と「公戦（*bellum publicum*）」との区別が存在していた[18]。「私戦」とは騎士個人間の、あるいは小規模の戦争で、私闘のようなものであるが、「公戦」はより高い地位とより大きな領土を擁する王侯の間の戦争で、無論規模もより大きい。中世の人々の観念の中では、「私戦」はより厳しい作法が要求されるが、「公戦」はそこまで制限を受けていない。正戦に至っては、「公戦」の条件をクリアしてから、さらに正当原因と正しい意図という要件が加わることから、人々がそこで用いられる戦いの作法そのものに無頓着であっても不思議ではない。

また、戦争中の作法だけでなく、教令集は勝敗が決まった後に勝者が取るべき態度についても簡単に言及した。同じくアウグスティヌスの『ボニファティウス宛書簡』から、

「反撃する相手は暴力により抑制されるが、たいてい彼には平和を破壊する恐れがなくなると、征服された者や捕虜に対して慈悲は施されなければなら

（17）　Q. II, c. 2: “*Nicht interest ad iusticiam, siue aperte siue ex insidiis aliquis pugnet.*”
（18）「私戦」と「公戦」について、ハワード前掲第１章、１−30頁。

ない。」[19]

という１文が抜粋されている。ここでは、悪人が反撃する能力を失い、平和、つまり正しい社会秩序を破壊する恐れがなくなるときに終戦がもたらされるが、その後は、勝者の側は慈悲と愛をもって悪人とその仲間を容赦すべきであることが唱えられている。それに対して、キケロは、アウグスティヌスによっても間違いなく参考とされたであろう著作において以下のような見解を示している。

「報復と処罰にも守るべき程度があるからであって、むしろ私は、その加害者が自分の不法を後悔して自分も将来これをつつしみ、その結果、他の人々もそれを控えるようになれば、それで十分ではないかと思う。従って戦争に訴えるのは、ただ不法を免れ平和に生きるためであるべきで、もしそこに勝利を得た場合、戦時に残虐でなく非人間でなかったものはそのまま許す。」（『義務について』Ⅰ、11、34&35）

戦争をむやみに持続させてはいけないという点においてはアウグスティヌスと同様であるが、それに終止符を打つべき時期は、加害者が反省し、かつ一般予防の効果が生じたときであり、しかるのちに加害者は処罰され、罪を犯していない加害者の仲間たちは許されるべきであると、キケロは考えている。以上の対比からも分かるように、行間にストア学的な倫理観が溢れる正戦論を提示したキケロに対して、アウグスティヌスは、たとえ相似した内容を記したとしても、あくまでキリスト教の道徳基準に基づく正戦論を唱えている。そして、これらの正戦論は、グラティアヌスによって、暴力の混乱な応酬と戦闘の煩瑣な作法が奇妙に入り混じった中世において冷静かつ現実主義的な立場から引用

(19)　Q. I, c. 3: “*Sicut bellanti et resistenti uiolentia redditur, ita uictoriis capto misericordia iam debetur, maxime in quo pacis perturbatio non timetur.*”

され、後世に伝えられたのである。

２．教会の平和運動に対する態度

本稿第Ⅰ章と第Ⅵ章で述べたように、キリスト教会はヨーロッパ中に蔓延する暴力を制限しようとして、10世紀の末頃から「神の平和」と「神の休戦」を代表とする平和運動を推進した。南フランスに始まったそのような平和運動が、グラティアヌスの時代にはすでに数々の教皇令や公会議により確認・正当化され、ヨーロッパ中に広まり、あらゆるキリスト教徒にとって守られなければならない規則と化していた(20)。ゆえに、グラティアヌスの教令集においてもこの運動と関連のあるカノンが集録されている。それを通じて、これらの平和運動に対するグラティアヌスの思索と態度を知ることができる(21)。

「神の平和」運動に対して、グラティアヌスは基本的に賛成の立場を示していると考えてよいだろう。法律事件23ではないが、直後の法律事件24の法律問題３の前半において、グラティアヌスが破門に値する罪について論述するとき、教皇カリクストゥス２世、ウルバヌス２世、ニコラウス１世の以下のような教令をそれぞれカノンに抜粋している。

「巡礼者、旅行者、または商人を襲撃し強盗を働いた者は教会に留まることが許されない。」(22)

「礼拝堂と教会、及びその財産とそこに属する人間を侵す行為によって抑圧した者は破門される。」(23)

「礼拝堂と武器を持たない貧者に傷害を加えた者は破門される。」(24)

---

(20)　平和運動の展開に関して、ブロック前掲第２巻第２部第４章、125−137頁および、山内前掲、171−174頁。

(21)　教会の推進した平和運動に対するグラティアヌスの態度に関して、Russell, op. cit., pp. 70−71。本章は基本的にその内容に基づくものである。

(22)　Q. III, c. 23: “*Conmunione priuetur qui Romipetas*, *et peregrinos*, *uel mercatores molestare presumpserit*.”

(23)　Q. III, c. 24: “*Excommunicetur qui oratores et ecclesias*, *earumque bona et personas ibidem seruientes infestare presumit*.”

グラティアヌスがこのような教令を収集していることからは、彼の、暴力がもたらす被害を騎士階級の範囲内に制限しようとする態度が垣間見られる。生まれつき戦うことを職業とする騎士と比べて、一般の聖職者と農民は普遍的な社会意識と規範により戦うことを許されず、その上武術の訓練を受けたこともなければ、武器を揃える資力もない。ゆえに、彼らが一度騎士の暴力に巻き込まれると、自衛することができず被害ばかり受ける結果となるのは言うまでもない。彼自身が同じく一般の聖職者であるグラティアヌスが教令集において「神の平和」に賛同しているのも理解できるところである。

ところが、「神の平和」運動より発生時期が若干遅かった「神の休戦」運動に対しては、グラティアヌスはその趣旨について支持を示していない。たとえば、法律事件23の法律問題８において、グラティアヌスは教皇ニコラウスの書簡『ブルガリア人への返答』から以下のような１節を抜粋している。

「いかなる緊急の必要もないならば、四旬節の時のみならず、いかなるときでも戦争を行ってはならない。しかし、緊急でやむをえない必要があれば、四旬節のときでも、自己及び自分の国を守るために、あるいは祖先からの法律を守るためにも、戦争を行うことを躊躇する必要がないのは疑いを入れない。」(25)

戦争はもともと絶対必要なときにしか行われない最後の手段であるがゆえに、たとえあいにく「神の休戦」が決めた休戦時期と重なっても、その必要性と緊迫性があれば、遂行することが許される、とグラティアヌスは考えているのである。逆に、もし必要がなければ、「神の休戦」の時期だけでなく、いかなるときでも戦争を行うことが許されない。戦争を実行するかどうかを決める

(24)　Q. III, c. 25: "*Qui oratoribus, pauperibus non arma ferentibus in malum obuiauerint, excommunicentur.*"

(25)　Q. VIII, c. 15: "*Si nulla urget necessitas, non solum quadragesimali tempore, sed etiam omni tempore est a preliis abstinendum. Si autem ineuitabilis urget inportunias, nec quadragesimali tempore pro defensione tam sua quam patriae seu legume paternarum, est bellorum proculdubio preparationi parcendum,…*"

のは、必要性であり、スケジュールではない。つまるところ、グラティアヌスは、「神の休戦」はキリスト教徒にとって特殊な意義を持つべきではない、と考えていたのである。この考えは決して暴力を制限するという教会が推進した平和運動の全体理念に反対するものではなく、むしろより徹底的に平和の秩序を訴えるものであり、もっと単純明快に正戦を堅持するものでもある。

また、「神の平和」や「神の休戦」ほど影響が広範ではなかったが、当時、暴力の行使が及ぼす殺傷力を抑制しようとする動きも存在した。たとえば、第２次ラテラノ公会議の議決には以下のようなカノンが掲載されている。

「われわれは、石弓射手と射手が使う極めて凶悪で、神もそれを憎むような武器を、キリスト教徒とカトリック教会に対して使用することをアナテマにより禁ずる。」（c.29）(26)

しかし、グラティアヌスはこのような趣旨のカノンを教令集に集録することはしなかった。単に留意しなかっただけという可能性も否定できないが、「神の休戦」に対する彼の態度を参考に、グラティアヌスが意識的にこれを無視したのだと推測してみるならば、その背景には以下のような思慮があったと思える。すなわち、第一に、もしある戦争が正戦でないのであれば、使用する武器に関わらずそもそもその戦は発動されるべきではなかった。第二に、もし正戦であるのであれば、勝利を得るため躊躇わずにあらゆる手段を講じて戦わなければならない。戦闘を行う時期や使用する武器などの問題は、戦争の正義に何ら関係のない枝葉末節だと思われていたのではないだろうか。

(26)　第２次ラテラノ公会議は、1139年、教皇インノケンティウス２世により招集された。これは、故対立教皇アナクレトゥス２世一派を打撃する目的の、ローマのラテラノ大聖堂に開かれた公会議である。少なくとも500人の司教が出席させられた大盛況であったと伝えられる。会議中に本来の目的とは別に「神の平和」と「神の休戦」に関する意見が集約され議決で指針を示した。Reichberg, Syse, Begby（eds.）, op. cit., pp. 94, 97.

３．戦利品の処置と分配

グラティアヌスは、法律問題23の冒頭部で、アウグスティヌスの言葉を借り、以下のように明言している。

「戦いを行うことは罪ではない。しかし、戦利品のために戦いを行うことは罪である。」(27)

しかし、彼の理想論と裏腹に、中世の戦争はまさに戦利品のための戦いであった。高位に居る王侯たちは領土と利権をめぐって混戦を繰り広げ、それに従属する兵士も給料とボーナスによって戦闘意欲を掻き立てられた。敗戦者の財産が略奪されるのは当たり前のことであり、しばしばその身柄自体も一緒に拉致され、身代金が要求された。戦争が終焉した後には、勝者側の視線はほとんどが戦利品に集中していたのであり、それが何時どうやって誰に分けられるかは常に人々の関心の的であり続けてきた(28)。こういう時勢の中で、グラティアヌスの教令集においても当然戦利品に関わる内容に言及しないわけにはいかなかった。しかしここでも、グラティアヌスは、聖書の教えと時代の現実との間に折衷の道を探さなければならない立場に立たされていたのである。

教令集の中で戦後の財産処置をめぐる問題が取り扱われているのは主に法律問題７においてである。ただし、法律問題７のそもそものメインテーマが、異端者の財産を取り上げることの是非に設定されていることには注意する必要があるが、異端者に対して発動される戦争を正戦の１つの典型的なモデルと見なし、この法律問題を通じて正戦が行われた後の財産処置問題に対するグラティアヌスの考えの一端が示されていると考えても差し支えはなかろう。

この法律問題７の最後の１条として、モーセの十戒から次の引用がなされている。

---

(27)　Q. I, c. 5 : “*Militare non est delictum, sed propter predam militare peccatum est;…*”

(28)　戦利品に対する中世の戦士の渇望について、ハワード前掲第１章、１−30頁。

「隣人の家を欲してはならない。隣人の妻、男女の奴隷、牛、ろばなど隣人のものを一切欲してはならない。」（「出エジプト記」20:17）

これは、紀元前14世紀の考え方に理解を示し、妻と奴隷も一応の財産であると見なした上で、他人の財産を所有してはならないと戒めるための引用であることは明らかである。その掟に厳格に従えば、戦争が終焉した後には、勝者は敗者の財産を奪ってはならないことになる。

しかしながら、命の危険を冒し、血と汗を流し、労力と時間を費やしてようやく戦争に勝利したのに、戦利品をもらえないということを勝者に納得させるのは、中世の西洋において決して現実的でなかった。グラティアヌスはそのような事情を知悉していたため、同じく法律問題７において、ドナトゥス派の異端に対する鎮圧について述べたアウグスティヌスの著作を援用し、行った戦争が正戦であれば、勝利した後で敗者の財産を奪ってもいいと論述した。

「悪事をなした者は自ら善と決裂したと考えられる；もし彼らが善の群れに留まるならば、われわれが喜んで自らの財産を差し出すが、善を離れ悪へ赴いた以上、彼らが善人に属すべき財産を保有する資格を失い、その財産が取り上げられなければならない」(29)

これも含めてアウグスティヌスの３著作から４箇所を引用した後、グラティアヌスは自らの言葉をもって次のように結論付けている。

「異端者によって不正に所有されているものは、それを、カトリック教徒が正当に持ち去ることができ、したがって、それは、他人の財産を所有すると

(29)　Q. VII, c. 2: *“Quapropter magis mirari debetis, quod adhuc tenetis aliquid, quam quod aliquid amisistis. ss. 1. Si qua iam concisi possidere cepistis, quia uobis ablata nobis Dominus dedit, non ideo concupiscimus aliena, quia illius inperio, cuius sunt omnia, facta sunt nostra, et iuste sunt nostra. Vos enim utebamini ad precisionem, nos ad unitatem.”*

はいわれないのである。」[30]

これはつまり、たとえ戦利品が目的ではなかった正戦においても、勝った正義側が負けた不正側の財産を取り上げる権利を持つということを意味している[31]。

グラティアヌスはまた、悪人の財産を奪っても罪にはならないという一般論だけでなく、取り上げた後の戦利品を分配する正しい手順を示唆する内容についても記している。法律問題５の中で、グラティアヌスはアンブロシウスが著した『族長論』を抜粋して、

「兵士は訓練により君主のためにあらゆるものを手付かずに維持する。」[32]

と題名をつけている。アンブロシウスは「創世記」の第18章に記された、ソドム人をめぐる神とアブラハムの対話を紹介し、正義を行う君主には神がすべてを与えると説いているのであるが、グラティアヌスがこれに対してつけた題名からは、彼が、戦争が終焉した後あらゆる処置を下す権限が君主に属しているがゆえに、兵士たちには平素の訓練により勝手な略奪をせず、戦利品の一部を軍務の給与として君主から受け取るのを待つことが求められるべきだという彼の解釈が読み取れる。また、法律問題１には、アウグスティヌスの『マニ教徒駁論』から引用された１節がある。

「兵士たちは戦争によって給料を得なければならないため、ヨハネは兵士たちに武器を捨てると命令せず、キリストもお金が皇帝へ帰すべきだと説い

（30）　Q. VII, d. p. c. 4: “*…ab hereticis male possidentur*, *a catholicis iuste auferuntur*, *nec ideo aliena possidere dicuntur*.”

（31）　法律問題７に関して、異端者の「財産」に対する物理的強制権の行使を問題とする法律問題だという説もある。渕前掲第４節、19−32頁および、Stanley Chodorow, *Christian Political Theory and Church Politics in the Mid-Twelfth Century*, *The Ecclesiology of Gratian's Decretum*（University of California Press, 1972）, pp. 223−246.

（32）　Q. V, c. 25: “*Militaris disciplina regi omnia seruat*.” このカノンに注目したのは、Russell, op. cit., p. 71.

た。」[33]

ここでの議論のテーマは世俗の君主の権威についてではあるが、ここにもグラティアヌスが考える戦利品を分配する手順が記されている。つまり、「お金」はいったん君主のところに集められ、その後戦闘に参加した兵士たち配られるべきである、というのである。兵士とは、戦争に参加し暴力を行使することを仕事内容とする立派な職業であり、他の職業と同様に費やした労力に相応しい報酬をもらう権利を有している。ただし、正しい兵士は、勝利を得た後に暴力を続け、財物をむやみに略奪し、関係のない者なまで被害を及ぼすべきではなく、むしろ秩序を守り、現状を維持し、君主の裁断を待つべきである、とグラティアヌスは考えている。これは、中世に生きるグラティアヌスが理念と現実との間に折衷してなした、おそらくは精一杯の「調和」であったのであろう。

Ⅷ　第２部法律事件23の意義

既に繰り返し述べてきたとおり、グラティアヌスの教令集第２部法律事件23は、『カノン法大全』における「戦争に関する問題」を取り扱った唯一の箇所として、従来のカノン法史のみならず国際法学史の研究者からも熱い視線を浴びてきた。しかし、そこでは、戦争とその他の暴力の行使とを明確に区別することなく、まとめて扱われてしまっていることも既述のとおりである。グラティアヌスより約百年後の時代に書かれたトマス・アクィナスの大作『神学大全』では、明示的に「戦争について」という題目が第２ノ２部の第40問題の前につけられていたが、グラティアヌスは戦争のため特別に１つの法律命題や法律事件を割り当てることはしていないのである。ところで、ある戦争の始めから終わりまでの全過程を１つの集団行為と見なし、超越的な立場からその是非を論じることを正戦論だと定義するならば、確かに教令集の法律事件23においては、そのことが構想されていなかったことは認めざるをえないだろう。戦争

(33)　Q. I, c. 4: “*Unde neque Iohannes ab armis iubet discedere milites, et tribute Christus Cesari monet redid, quia propter bella necessario militi stipendium prebeatur.*”

をはじめとするあらゆる暴力行使を考察しようとしたときにグラティアヌスが選んだのは、傍観者の立場を採ることではなく、当事者として現実に踏み込むことであった。彼の関心は、政策決定ではなく、決められた政策を職務により実行しなければならない人間の行動基準を策定することに向けられている。しかし、暴力に関わる個人の行動基準について論述するとき、そこに行使される暴力それ自体への認識が現れてくることは必然的である。そうした認識の発露からわれわれは、暴力行使に関わる政策決定に対し彼がどのような態度を取っていたかを読み取り、復元することができる。したがって、法律事件23は正戦を議論した法律事件ではないことは確かだが、にもかかわらず、そこには正戦論が存在するのである。本稿は、最後に、法律事件23においてグラティアヌスが成し遂げたことを、正戦論の系譜及び時代の文脈の中に位置づけ、評価することをもって本稿を結びたい。

まず、法律事件23の中に、アウグスティヌスの著作から抜粋したカノンが大量に存在することに、誰もが気づくであろう。その数と比率は以下に表示した通りである(34)。

	アウグスティヌスの著作からの抜粋	カノン総数	パーセンテージ
法律問題 1	4	7	57. 1%
法律問題 2	2	3	66. 7%
法律問題 3	5	11	45. 5%
法律問題 4	35	54	64. 8%
法律問題 5	22	49	44. 9%
法律問題 6	3	4	75%
法律問題 7	4	4	100%
法律問題 8	0	34	0 %
総計	74	166	44. 6%

(34)　Henri Maisonneuve, *Études sur les origins de l'Inquisition, L'Église et l'État au Moyen Age, deuxième edition revue augumentée*,（Paris, 1960）, p. 67ならびに渕前掲15頁および44頁（註15および註16）の統計結果を元に筆者が作成。

アウグスティヌスの時代には、ローマ帝国がいまだに健在であり、戦争や異端鎮圧における暴力行使をすべて担ってくれていたため、聖職者自ら暴力行使に加わる状況について彼は欠片も考えていなかった。戦争における聖職者の役割を論じる法律問題８にアウグスティヌスが引用されていない理由はそこにある(35)。しかし、それ以外の法律問題において、戦争と暴力行使に関しアウグスティヌスが記した重要な思索はほとんど漏れなくグラティアヌスにより集録されたと言えよう。アウグスティヌスの著作が夥しい量を誇っており、その中から特定の内容を選別することは、たとえ手引書となる先行法令集があっても、決して容易ではない。その作業はまるで古代遺跡の発掘のように、優れた知力と細心の注意が必要とされる。作業のとき、価値のあるものを見過ごすことはいうまでもなく、価値のないものを見分けられないことも同じく損失につながる。グラティアヌスは－ときとして引用元の著作名を間違えてはいるが－このどちらの致命的なミスも犯すことはなかった。たとえば、アウグスティヌスの書簡だとされ、神が必ず正戦を行う側に勝利を賜うと宣言した偽書“*Gravi de pugna*”は、中世初期から広範な影響力を発揮していたにもかかわらず、グラティアヌスの炯眼により、教令集に不採用とされているのである(36)。

グラティアヌスの教令集における正戦論は、無から案出されたものではなく、さまざまな出処を持つ素材をいわば「調理」したものであるが、グラティアヌスに最も大量で最も重要な素材を提供した人物こそがアウグスティヌスであった。彼の著述を通じたからこそ、グラティアヌスの中で、正戦がこの世に存在し、不正を罰するために行われるという基本認識が確立された。その意味において、アウグスティヌスがグラティアヌスの正戦論にもたらした影響は決定的である。しかし、逆に、７百年余りの歳月を遡って、グラティアヌスもまたアウグスティヌスの正戦論に影響したと言えよう。というのは、グラティアヌスによる包括的な集録がなければ、アウグスティヌスの正戦論は多くの著作

(35)　渕前掲第３節、14−18頁。

(36)　Russell, op. cit., p. 56.

に分散していたままであっただろうし、グラティアヌスによる技術的な組み合わせがなければ、アウグスティヌスの正戦論が一段と明晰な様相を呈することができなかっただろうからである。言い換えれば、グラティアヌスの作業を通じて、アウグスティヌスの正戦論は理論としての価値がひときわ高まり、アウグスティヌスが正戦論の世界において創始者たる地位を得たのである(37)。

また、アウグスティヌスのキリスト教的な正戦論だけでなく、キケロの源流を汲む世俗的な正戦論もグラティアヌスの集録の対象となっている点にも留意する必要がある。法律問題2において、グラティアヌスはイシドールスの『語源20巻』の中から、遠く離れた2箇所の文章を抜粋し、正戦の定義として1つのカノンの下に並列した。その結果、正戦が裁判と関連付けられ、刑罰戦争というもともとの著作になかった観念が生成された。これは、既存の思想に対する継承であると同時に、新たな理論の創出でもある。グラティアヌスはこの作業を通じて、世俗的な正戦論を教令集に保存すると同時に、後世の正戦論者のために聖俗2つの正戦論を統合する道を開き、正戦論の新たな発展可能性を示した(38)。

さらに、テキストの選別と統合が他の作者の著述に関しても行われている点も評価に値しよう。グラティアヌスの巧みな作業の結果、「グラティアヌスの言葉」による指向の下で、オリゲネスやアンブロシウスなど古代の教父や、グレゴリウス1世、ニコラウス1世などの中世の教皇たちといった、さまざまな出処を持ちさまざまな観点を唱える言説が不思議にもまとまりを見せているのである。教令集にカノンとして集録されなければ、これらの文章の多くは、あるいは正戦論として意識されず、あるいは宗教的な狂信として一蹴され、いずれにせよ後世の研究者の目に留まることはなかっただろう。教令集全体にも言えることであるが、特に法律事件23は、グラティアヌスが収集整理された言論を保存し、展示する博物館としての機能だけでなく、それらの言論を原料とす

(37)　渕前掲第6節、37−41頁。

(38)　Russell, op. cit., p. 84.

るグラティアヌスの創作活動が行われる加工場として、そして後の正戦論者が議論を展開する前に必ず訪れる武器庫としての存在意義も備えているのである。

そして、この武器庫を訪れた人々の中にトマス・アクィナスがいた。トマス・アクィナスが『神学大全』の第２ノ２部において「戦争について」論じるために特別に一編を費やしたことは既述の通りである。その中で、戦争が明確に他の暴力行使と分離され、平和との対立面にある悪徳だと認識され、そしてこれを満たして初めて正戦と認められるところの３つの要件が記されている。このようにトマス・アクィナスの正戦論は極めて簡潔明晰な体系を有するものであるが、その基本的構想が、戦争と他の暴力を包括的に扱った教令集の法律事件23に由来していることは明らかである。実際にトマス・アクィナスが引用したアウグスティヌスの言葉にもグラティアヌスの教令集を経由した痕跡がはっきりと見受けられるが、法律事件23がトマス・アクィナスに提供したのは資料だけではない(39)。グラティアヌスが法律事件23において平和と正義を関連付けたことにより、社会の正しい秩序に対する認識がトマス・アクィナスに伝えられたのであり、また、教令集が聖俗両方の正戦論を統合したことにより、聖俗が明確に分離した近世においても通用するトマス・アクィナスの手になる価値判断の基準がもたらされたのである。

さらに、法律事件23に包括的に集録された各種の思索は、トマス・アクィナスだけでなく、それ以後の正戦論者や国際法学者にも影響を与えたことには疑いの余地はない。本稿でみてきたように、戦争はやむをえないときの最後の手段であること、異教徒だからといって無差別に攻撃してはならないこと、勝敗が分かれた後に敗者の身体と財産にむやみに損害を加えてはならないことなど、後世になって戦争に関する国際法の理論として成立した思想は、グラティアヌスの教令集においてすでにその原初の姿を現しているのである。

このように正戦論の領域においてグラティアヌスは、アウグスティヌスをはじめ彼以前の論者の思想を発掘整理し、時代の現実に合致する形態に統合し、

(39)　グラティアヌスがトマス・アクィナスに与えた影響について、渕前掲第６節、37–41頁。

トマス・アクィナスをはじめ彼以後の論者に伝授した。それゆえ、たとえ考察の対象をアウグスティヌス、グラティアヌス、トマス・アクィナスという3人に限定するとしても、グラティアヌスが単にアウグスティヌスとトマス・アクィナスとの間の連絡役に過ぎないと言うのは不適切である。正戦論の世界にアウグスティヌスを蘇らせ、トマス・アクィナスの関心を引きその基本的構想を芽吹かせるという大任はグラティアヌスが自らの著述を通じてこそ担い得たものであった。すなわち、少なくとも近世初頭までの正戦論の系譜は、グラティアヌスの働きを中心に確立したと言っても過言ではないのである。

一方、法律事件23が帯びる現実的な意義も、われわれは忘れてはならない。法律事件23は正戦論を含み、しかも正戦論の系譜において重大な役割を果たしたが、グラティアヌス自身は正戦論を念頭に置いて法律事件23を設定したわけではない。グラティアヌスが構想したのは、あくまで暴力を行使する立場にいる者の行動基準であった。もちろん、グラティアヌスは中世の横行している暴力と荒々しい気風には決して賛同していない。法律事件23の中で、自らの利益のために行使する暴力の正当性が法律問題1の冒頭で一蹴されているのはまさにそれゆえであるが、しかし、彼の生きた時代には、自らの利益のためでもなく、キリスト教の教義と倫理観ゆえに好むと好まざるとを問わず行使されないわけにはいかない暴力もこの世に現れていたのである。時はすでに12世紀となり、伝統的な中世から近世へと社会が動き始めていた。

先述したように、中世の西欧社会においてはアナーキーの状態が長く続き、暴力が何の制限も受けず、ときとところを選ばず発生するような状況にあった。しかし、そのような暴力が近世になってから禁止されるようになり、その代わりに秩序を維持するための暴力が行使されるようになった。つまり、「暴力の国家による独占」現象が発生したのである。「国家」が存在せず、暴力の「独占」も成立しているとはとても言えない状況であったグラティアヌスの12世紀を語るために、われわれは便宜上「私戦」と「公戦」の概念から用語を借りて、中世に横行した自由奔放な暴力を「私的な暴力」、近世から秩序を維持するために確立された暴力を「公的な暴力」とそれぞれ呼称しよう。教令集が

編纂される12世紀は、西欧社会において私的な暴力が否定されはじめ、公的な暴力が出現するようになった時代であった。これは無論、西欧社会が中世から近世へ転換していくほんの一環であった。しかし、この転換期には、私的な暴力と公的な暴力との区別は全く明確ではなく、公的暴力の実行者となる人々も、公的な責務と私的な心情とを区別化することができず揺れ動く状況にあった。グラティアヌスは彼らのそのような葛藤を目のあたりにして、法律事件23において暴力に関わるときの指針を作成したのである。

正式な名称こそつけなかったが、グラティアヌスが法律事件23においてこの「私的な暴力」と「公的な暴力」とを区別し、前者を明確に否定している。そこにおいては、公的な責務により暴力行使の権力を付与された人間であっても、個人の利益や気分など私的な原因で暴力を行使することはやはり罪を犯すことになるとされた。そしてグラティアヌスは、これとは逆に、公的な責務を履行するときに暴力を行使することはいかなる法にも反しない、と明言している。このように中世から近世への変革期に当たって、グラティアヌスは暴力の性質に起きる変化を敏感に感知し、それに関する思索を法律事件23に記したのである。ゆえに、法律事件23は、現実離れしているわけでもなければ、曖昧模糊としているわけでもない。それは、変革期に生きる人々に行動の指針を提供しただけでなく、社会の変化を正確かつ迅速に反映させた成果でもある。グラティアヌスがその変化を理論まで高めたことが、教令集の普及とともに、「公的な暴力」と「私的な暴力」との区別を人々の間に浸透させたのである。それはさらに、「公」と「私」の観念を西欧社会においてより明確なものとし、中世から近世への変革をいっそう加速・深化させることにもつながった。その理論を礎石に、やがて公権力とその正当性に関する理論体系が作り出されることになる(40)。

これらのことから、われわれは以下のように評価してよかろう。法律事件23は変革の中に生まれ、また変革のエネルギーとなった、非常に重要な意義を持

(40)　具体的な過程について、Russell, op. cit., pp. 86−126.

つ文書であり、その作者グラティアヌスは、この変革の時代に生き、自らの力で時代の変革を推進した、平凡で偉大な法律家であった、と。

―Yuan ZHOU・法学部講師―